

国 土 建 推 第 39 号  
平 成 29 年 3 月 29 日

建設業者団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について

経済の好循環を実現するためには、下請等中小企業の取引条件を改善していくことが重要です。政府としても、「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」を設け、政府を挙げて下請対策の強化に取り組んでいるところです。

国土交通省では、建設企業が遵守すべき元請負人と下請負人の取引のルールとして「建設業法令遵守ガイドライン－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－（平成19年6月策定）」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、その周知に努めてきました。

今般、下請等中小企業の取引条件改善の取組の一環として、中小企業庁及び公正取引委員会が行った下請代金の支払手段についての通達の見直し等を踏まえ、下請代金の支払はできる限り現金によるものとすることなど、別添のとおりガイドラインの一部を改訂しましたので、通知します。

貴会におかれましては、本ガイドラインの改訂の趣旨及び内容を了知の上、傘下の建設業者に対しこの旨の周知徹底方よろしくお願ひするとともに、引き続き建設業者の法令遵守の推進が図られますよう指導方併せてお願ひします。